

平成29年 7 月25日

## 第 101 回 遠野市農業委員会総会議事録

第101回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年7月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第7号  
会議年月日 平成29年7月25日  
会議の場所 遠野浄化センター会議室  
出席委員 1番 菅原一雄、2番 似田貝順一、3番 鈴木重徳、4番 佐々木義弘、  
5番 奥寺晴夫、6番 萩野一、7番 佐々木恵美子、10番 奥友康悦、  
11番 菊池妙子、12番 山崎登久昭、13番 鬼原壽一、14番 千葉勝義、  
15番 佐々木幸悦、16番 菊池由雄、17番 北湯口進、18番 阿部正嗣、  
19番 小向幸子、21番 佐藤芳夫、22番 新田佐悦、23番 田中ナオ子、  
24番 濱田平八郎、25番 綱木秀治、26番 多田和敏、26番 多田和敏、  
27番 古屋敷徳夫、28番 白岩正義、29番 菊池康祝、30番 佐々木誠一、  
31番 佐々木敦緒  
欠席委員 8番 阿部儀信、9番 菊池友吾、20番 鳥屋部静夫

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池今英  
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第101回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の  
報告について  
報告第2号 農政専門委員会に付議した事項について  
議案第22号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に  
対する可否決定について  
議案第23号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第24号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第26号 平成29年度岩手県農業委員会大会の要請議案について

開会時刻 午前9時

議 長	<p><b>【開会】</b>  今日は議案の中に、上閉伊地方連絡会に持ち寄る当遠野市としての要望案件を審議していただきます。通常の農地法の他に要望案件を審議していただきます。この案件につきましては、農政専門委員会で事前に協議をさせていただいて草案を作っていただきました。この案を今日可決いただいた暁には、釜石・大槌・遠野市で構成する上閉伊地方農業委員会連絡会に持ち寄りまして、3つを1つにして、岩手県農業委員会へということになります。議決いただいたものが全て会へ上がっていくということではないと思いますけれども、慎重な審議をいただきましてご可決をいただけますようお願いを申し上げまして挨拶といたします。</p> <p>ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を、7番、佐々木恵美子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は28名であります。定足数に達しましたので、第101回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言いたします。8番、阿部儀信委員、9番、菊池友吾委員、20番、鳥屋部静夫委員の3名からは欠席する旨、4番、佐々木義弘委員、5番、奥寺晴夫委員、27番、古屋敷徳夫委員の3名からは遅れる旨の届出がありましたので、これを了承しましたので報告いたします。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b>  続いて会長として出席いたしました会議等の内容についてご報告いたします。</p> <p>6月26日(月)でしたが、平成29年度遠野市認定農業者協議会総会のご案内があり、出席をいたしたところであります。かなり活動が活発になされているということが、業務報告又は予算の中で確認したところであります。</p> <p>6月30日には、平成29年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会が盛岡市で開催されましたので、出席をさせていただきました。この件については原案どおり全て可決してございます。</p> <p>7月7日(金)ですが、花巻農業協同組合前代表理事組合長「高橋専太郎さんを囲む感謝の集い」がJA生活センターでありましたので出席をいたしました。専太郎組合長には2年ほど前に、農家の収支といいますか、農業経営が大変苦しいので、これを何とか打開するために資材、肥料等の価格を下げただけでないかというお話を、農業委員代表としてのお話をさせていただいたところ、専太郎組合長は20%下げる計画だというお話をされまして期待しておったわけですが、実際には10%ほどしか下がらなかったわけですがそれでも、肥料価格が値下がりしたということでもありますし、併せて新聞にあったとおり米の直接支払制度7,500円がなくなると、本年度をもってなくなるということでありましたが、これがなくなると大きく事業を展開している農家ほど痛みがあるということから、それに代わるものを何とか見つけていただかなければ農家は廃業、耕作放棄地増加になるということを訴えておったわけですが、これも農協さんのところに、農業委員会系統組織が国会議員又は岩手県の方に話をした結果、新聞で見えてお分かりだと思いますけれどもこれに代わる制度を今考えているような報道がございました。もちろんこれがなくなると大変なことです。担い手等への打撃軽減ということで、直接支払代替作等が必要ということで新聞に出てまして、又これをお話して良かったなあと感じておりまして、高橋専太郎組合長についてはご苦労様でしたということで感謝の気持ちを伝えたとところであります。</p> <p>7月12日には、平成29年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会を水光園で行いまして、事業計画等、そして決算、原案どおり可決をいただいたところであります。</p> <p>7月13日は、岩手県農業会議常設審議委員会が盛岡市でありまして、出席してございます。</p> <p>7月14日には、平成29年度第3回運営委員会を合同庁舎会議室で開催しまして、本日の議案と、耕作放棄地解消対策全国2位となる農村振興局長賞を受賞したわけですが、これの祝賀会をと農業委員さん、お辞めになられた農業委員さんがかなり</p>

議 長	<p>真剣に取り組んできた経緯がありますので、当然祝賀会を考えているのでしょうかという声が上がりました、これの実行に向けて話し合いました実行委員会を構築したところであります。</p> <p>以上、私の出席した会議等についてのご報告をさせていただきます。</p> <p><b>【事務事業経過報告】</b></p> <p>続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>それでは、事務事業経過報告をいたします。お手元の、遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づきご報告をいたします。</p> <p>7月10日、農地法等申請締切日でございました。それに伴いまして、7月14日、農地転用等現地確認調査、本日の議案等で上程しております事項につきまして確認を市内一斉に行ったところでございます。</p> <p>7月13日、第1回農政専門委員会を開催いたしました。後に会長の方からご報告がございしますが、本日の議案で上程しております平成29年度岩手県農業委員会大会の要請議案について、を審議したところでございます。併せて本年度の研修計画等の協議をいたしたところでございます。</p> <p>そして本日でございます。第101回遠野市農業委員会総会を開催してございます。総会終了後、平成29年度第1回遠野市農業委員だより編集会議を開催する予定となっております。また、午後でございます。1時半からは合同庁舎前で、農地パトロール出発式及び啓発パレードを実施いたします。終了後に、平成29年度第2回女性農業委員業務検討会を開催する予定となっております。</p> <p>明日以降の主な行事予定でございます。</p> <p>総会終了後ご説明をいたしますが、7月27日から8月8日まで、平成29年度農地パトロール（利用状況調査）を地区ごとに実施いたします。</p> <p>8月上旬でございますが、平成29年度第2回上閉伊地方農業委員会連絡会を開催いたしまして、先程来申し上げておりますが、要請議案につきまして上閉伊地方連絡会で、釜石市、大槌町そして遠野市で集まって取りまとめをする予定でございます。</p> <p>8月10日が農地法等申請締切日でございます。</p> <p>8月10日、同日でございますが、岩手県農業会議常設審議委員会が盛岡市で開催されまして、会長が出席をいたします。</p> <p>8月17日、農地転用等現地確認調査を実施する予定でございます。なお案件が多い場合は17、18の2日間に渡ることもご承知いただきたいと思います。</p> <p>第102回遠野市農業委員会総会でございますが、8月25日でございます。</p> <p>9月4日には、平成29年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会を開催する予定でございます。</p> <p>あとはその他の部分でご説明いたしますが、皆さんのお手元に1枚物で「農業委員の選出方法が大きく変わりますので説明会を地区別に開催します」というチラシを配布してございます。法改正に伴いまして、現在、条例改正等の準備を進めているわけでございますけれども、これに基づきまして地区住民、認定農業者等を対象といたしました説明会をこの日程のとおり開催いたしたいと思っておりますので、地区の農業委員の方は是非ご出席をいただきたいと思います。今は簡単に説明いたしますが、「その他」で詳しく説明いたします。以上でございます。</p>
議 長	<p><b>【専決処分等の報告】</b></p> <p>次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分いたしましたので、その内容を事務局長から報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号についてご説明いたします。議案書1ページ、2ページでございます。農地法第3条の3第1項の規定に基づき、相続等によって権利を取得された6名の方からの届出でございます。本案件につきましては、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成29年7月20日、会長が専決処分し届出者に受理通知書を交付いた</p>

		<p>しましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今事務局長から報告いたしました案件について、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>よろしいですか。</p>
議	長	<p><b>【報告】</b></p> <p>次に、報告第2号、農政専門委員会で会議した事項について似田貝順一農政専門委員会委員長から内容の説明を受けておりますので、本総会に報告いたします。平成29年7月13日に開催した平成29年度第1回農政専門委員会では「平成29年度岩手県農業委員会大会への要請議案について」及び「平成29年度遠野市農業委員会活動計画について」協議したとのことでもございました。</p> <p>「平成29年度岩手県農業委員会大会への要請議案について」では、5月29日に東京都で開催された「全国農業委員会会長大会」で決議された政策提案と、昨年度上閉伊地方連絡会で取りまとめた要請文を委員に事前配布し会議で議論の上、遠野市農業委員会としての要請案をまとめたので、本案は7月14日に開催の第3回運営委員会で最終協議していただき総会議案としていただきたいとのことでもございました。</p> <p>次に「平成29年度農政専門委員会活動計画について」は、農業委員研修と担い手育成に係る取り組みについて協議した。担い手不足や高齢化等農業課題解決及び委員の資質向上を図ることを目的に、11月中旬熊本県菊池市の農地集積・集約化及び耕作放棄地再生の取り組みと農業委員の活動を研修することを計画した。また、遠野市認定農業者協議会と連携して地区別に意見交換会を開催することとした。開催日時等詳細については、再度委員会を開催したいということでもございました。</p> <p>さらに専門研修の実施については1つとして、JAや土地改良区等関係機関・団体との懇談会。2つとして、関係機関団体から講師依頼しての講演。3つとして、県、市から講師依頼の勉強会。という意見が委員から出されたので、これらを今後組み立てて行く、ということでもございました。農政専門委員会の皆様大変ご苦勞様でもございました。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいてご報告いたします。</p>
議	長	<p>次に、議案審議に先立ち、注意事項を申し上げます。自己又は同居の親族若しくは、配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できませんので、審議に当たっては関係する委員の退席をもとめます。</p>
議	長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>次に日程に入ります。日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に10番、奥友康悦委員、11番、菊池妙子委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係	長	<p>3ページでございます。第101回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計7件、58,202㎡。</p> <p>利用集積、今月計1件、4,078㎡。</p> <p>法第4条、なし。</p> <p>4ページでございます。</p>

	<p>法第5条、今月計2件、647㎡。 適用外、なし。 法第18条第6項、なし。 以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】 次に、日程第2、議案第22号「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>5ページでございます。議案第22号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。 番号1番、2番は、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借権の再設定であり、期間は記載のとおりとなっております。 以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】 続きまして、日程第3、議案第23号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>6ページでございます。議案第23号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。 番号1番は、後継者である子への生前贈与でございます。 番号2番は、譲渡人は高齢で労力不足であり、譲受人は規模拡大のため相手方からの要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。 番号3番は、後継者である子への生前贈与でございます。 番号4番、5番は、譲渡人は遠隔で耕作不便であり、譲受人は規模拡大のため相手方からの要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。 以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。最初に、●●地区担当委員お願いたします。</p>
25番委員	<p>25番、綱木です。2番の案件について説明いたします。14日に、事務局2名と農業委員1名で現地を確認しました。現地は●●の●●地区というところでございます。譲渡人は●●●にあった商店で一人暮らしです。譲受人の庭から裏全部が譲渡人のもの</p>

	で、それを今度譲り受けるということで、前々から裏を全部管理していて、そのまま今度売買になるわけですが何ら問題ないと確認してまいりました。よろしくご審議お願いします。以上です。
議 長	続いて、●●●地区担当委員お願いします。
14 番 委 員	14 番、千葉です。4 番の案件でございます。14 日に事務局 2 名と私の 3 名で確認してございます。譲受理由、譲渡理由は記載のとおりでございます、何ら問題ないと確認してございます。以上です。
議 長	続いて、●●地区担当委員お願いします。
15 番 委 員	15 番、佐々木幸悦です。5 番の案件でございます。7 月 14 日、事務局と農業委員各 2 名、4 名で現地確認を行いました。先ほど事務局より説明ありましたように譲渡人はだいぶ前から●●に移住しております。譲受人が現在まで畑の草刈り等の管理を行っているものです。両者の家は場所的に近くて特に問題はないものと思われま。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了いたしましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 23 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<b>【日程第 4】</b> 続きまして、日程第 4、議案第 24 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	7 ページでございます。議案第 24 号、農地利用集積計画の決定についてご説明いたします。遠野市長より、遠野市農地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 1 件でございます。 番号 1 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借権設定でございます。申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願います。
議 長	説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 24 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 5】 続いて、日程第 5、議案第 25 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	8 ページでございます。議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番は、宅地造成を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域の農地であり第 3 種農地と判断しました。申請者は宅地分譲希望者が増加しているもので、申請地を借り受け宅地造成するものであり、第 3 種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 番号 2 番は、携帯電話無線基地局新設工事に係る資材置場等を目的とするその他施設用地として一時転用しようとするものです。申請地は農業振興地域内の農用地となっております。本案件は携帯電話不感地区解消のため基地局建設に係る資材置場等として利用するものであり、3 年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上 2 件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。最初に●●地区担当委員をお願いします。
28 番 委 員	28 番の白岩でございます。14 日に、農業委員 2 名と事務局 2 名で確認をしてまいりました。場所ですが、●●●●●の■■■■■■■から入って行って 200m ぐらい上がって行った場所でございます。第 3 種農地ですので、何ら問題ないと確認してまいりました。
議 長	続いて●●地区担当委員をお願いします。
27 番 委 員	27 番、古屋敷です。14 日、地区農業委員 4 名と事務局 2 名で現地を確認してまいりました。場所は■■■■■■■沿いになりますけれども、■■■から●●方面へ 500m ぐらい、■■■から 50m ぐらい入った場所にあります。現況は建作して草地になっていまして、面積は全部草地で、その一部の三角が今回の場所になっております。周囲に関しても何ら問題ないと確認してまいりました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 25 号は、原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり「可」と決しました。



議 長	<p>【日程第 6】          続いて、日程第 6、議案第 26 号、「平成 29 年度岩手県農業委員会大会の要請議案について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第 26 号、平成 29 年度岩手県農業委員会大会の要請議案について。平成 29 年度岩手県農業委員会大会の要請議案を別紙のとおりとする。別紙でございます。平成 29 年 7 月 25 日開催、第 101 回遠野市農業委員会総会提出、と記載しております資料で、詳しい中身についてご説明をいたしたいと思っております。</p> <p>1 ページ目でございます。1 つ目といたしまして、1. 担い手への農地利用集積施策の改善方法、でございます。なお、本要請議案に係る項目でございますが、先ほど報告第 2 号で会長から報告がありました、5 月 29 日に東京都で開催されました「全国農業委員会会長大会」で決議された政策提案、その事項に基づきまして岩手県農業会議で項目ごとに絞り込みましてその内容について、要請決議についての作成依頼がありましたのでそれに基づき、項目について農政専門委員会で作り上げ運営委員会で最終協議していただいたものでございます。</p> <p>(1) 担い手への農地の利用集積推進、でございます。農地中間管理事業によりまして担い手への農地集積・集約化を進める中で、出し手農家の課題がございます。出し手農家が全農地を貸し出す場合、リタイアする場合、農地中間管理事業の農業公社を介して担い手の貸し借りでございますが、その際に経営規模の縮小あるいは廃業に伴いまして、その後の生活に不安を感じる農家もでございます。これが集積の進まない要因にもなっているので、出し手農家もなかなか農地の貸し出しを受けられないということです。農地を貸し出した後に生活を安定させられるよう、農地集積協力金の額を増額するなど制度の充実の予算確保を図ること。また、山間及び中山間地帯で作業効率が非常に悪いため、作業効率の改善のために水田の畦畔除去、暗渠排水、耕作道の簡易な整備が迫られているわけでございます。農地の距離が遠いため、管理に多額の経費がかかる、採算が取れないため貸し手が見つからない等、現状がございましてこの簡易な整備に係る予算を図っていただきたいという内容でございます。また、機構集積協力金でございますが、交付対象区域が農業振興区域となっておりますけれども、農業振興区域以外にも拡大を検討していただきたいという内容でございます。</p> <p>(2) 「人・農地プラン」の推進に係る活動予算の確保、でございます。当市におきましては平成 24 年度に「人・農地プラン」、地域農業マスタープランを 11 地域に策定したわけでございますけれども、その地域における話し合いを通じた推進と活動に必要な人件費等事務経費予算の確保を図っていただきたいと。今現在それに係る予算がゼロということですのでその確保を図ることの要請内容でございます。</p> <p>(3) 相続未登記農地の解消に向けた方策の検討、でございます。相続が未登記につきましては全国的にも問題になっているところでございます。例えば亡くなった方でありまして、所在が分からない方の登記ということで非常に問題になっていることとございますが、これが農地集積集約化の阻害要件ということで見ております。現在の耕作者の判断によりまして貸借が可能になるように法整備をしていただきたいという内容でございます。</p> <p>2. 担い手・経営対策でございます。</p> <p>(1) 米政策の見直しに伴う制度の充実等でございます。平成 30 年産以降、産地が米生産の在り方を主体的に判断していくことができるよう、方針が見直されるということとありますが、それに伴いまして、「米の直接支払交付金」が廃止になります。そうなりますと、特に大規模な水田農家にとりましては非常に深刻な状況になると推測されます。今後の水田農家の経営が成り立つような新たな制度の拡充を図っていただきたいという内容でございます。</p> <p>(2) 担い手の農業経営の安全対策、でございます。認定農業者や法人の担い手につきましては、規模拡大ではスーパー L 資金等各種融資・助成の活用が出来るわけですが、それが過去の事績が勘案されるということとございまして、経営規模拡大をするときにそれが支障になってきているということですので、それら制度の採択要件緩和を図ること。更には、担い手の育成に係る新規就農者の確保、集落営農組織の経営安定化、法人化等に向けまして、現在、市の方でもアドバイザーを配置しているわけござ</p>

いますけれど、実はこれが単独予算でございます。国の補助ということがありませんので、これら推進のためにも財政支援を講じていただきたいということでもあります。

### 3. 中山間等地域対策

(1) 中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の充実強化、でございます。中山間直接支払制度、多面的機能支払制度は中山間地域における条件不利地域において農地を保全・維持していくための施策としては必要な施策でございます。しかしながら、現行の直接支払につきましては傾斜度により交付金が算定されておりますが、傾斜地の区分だけではなく法面積や用水の確保など総合的な判断を加味していただき、持続的な営農が図られるよう交付単価を設定していただきたいということが一つでございます。また、多面的機能支払制度につきましては、ここ2、3年の傾向を見ますと要望の予算額の7、8割ぐらいに留められているということでございます。これについては、地域資源を共同で維持していく活動組織の取り組みに対する十分な予算の確保を図っていただきたいということでございます。更には、多面的中山間直接支払制度でございますが、これを協定組織で書類を作り上げ申請、そして実績等様々な事務処理内容が非常に煩雑でございます。非常に多岐に渡りますので、事務局養成講座の充実、また、事務委託を行う場合の経費等予算の確保など制度の拡充を図りたいということでございます。

(2) 鳥獣被害対策の強化、でございます。ご存じのとおり有害野生鳥獣による農作物被害、最近では熊等により人的被害も多発している状況でございますので、今までは狩猟従事者、電気牧柵の設置など市の補助、県の補助等で効果が出ているところがございますが、しかしながらなかなか効果が十分とは言えないわけでございます。それらの被害が引き金となられて離農・廃業する農家も出てきている現状を鑑みまして、鳥獣害対策につきましては次の事項につきまして要請をしたいと思っております。野生鳥獣は大量に増加し続け被害は甚大です。これに歯止めをかけるには個体数を大幅に減少させるしか対策はないと推測します。各市町村単位で一斉駆除を図る体制をますます整備すると共に、その手段といたしましては、■■■■■■■■■や■■■■■等の退職者に狩猟免許取得を半強制的に勧め狩猟従事者に育成・確保するとともに、国内はもとより海外からも狩猟免許取得者を募集しまして、大駆除隊を国事業として構成し徹底した駆除を図りたいと、斬新な内容の要望でございますけれども、このぐらい要望しなければならぬのではと農政専門委員会で意見がございました。併せて駆除奨励金等の増額を図りたい、また駆除後の鳥獣処理施設（ペットフード製造工場等）を振興局単位に整備すること、という内容でございます。

4. 食育の充実と安全・安心対策の推進、でございます。農産物の地産地消を一層推進するとともに、食の大切さの学びから人格の構成につなげるため、教育の一環として各学校に農園を整備いたしまして、農業体験を学校行事の一環とするなど食育教育の充実をはかること。また、農産物の輸入にあたっては、残留農薬・動物用医薬品等々についての検査・検疫体制を強化するなど、食の安全性の確保に万全を期すこと、の内容でございます。

5. 「多様な農業の共存」を基本とする国際農業交渉、でございます。TPPにつきましてはアメリカが離脱を表明しておりますが、報道ありましたが、11カ国による発行を模索する動きがあります。また、日本とEUとのEPAが7月になり大筋合意に至るなど、農業情勢は予断を許さない状況にあります。つきましては、国内農業と国民生活に与える影響について検証を重ねたうえで判断する等、拙速な交渉は決して行わないこと、でございます。

6. 消費税引き上げなど税制改正等に対する対策、でございます。これについては農政専門委員会でも多々議論がありました。あくまでも引き上げについては再延期の方向でという意見もありましたし、周知に努めるべきではないかという意見もありまして、別れましたところでありましたが、農政専門委員会等の意見を踏まえながらこのようにまとめたところでございます。2017年4月から2019年10月に再延期する税制改正関連法案が可決されまして、要は消費税増税が2年ほど回避されてきたわけでございますけれども、しかし、農家は米政策の見直し等によりまして所得の減少が懸念されまして、個人消費の支出、特に農業現場の高齢化による規模縮小が余儀なかった低所得者は消費を抑えるしかない現状であると見ております。それらを鑑みまして、消費税引

	<p>き上げについては再々延期の方向で検討されたい。また、生活必需品である飲食料品の軽減税率が導入された場合、事務の煩雑化を防ぐために、そのような混乱が生じないように国民の理解が得られるよう丁寧な説明をすること、の内容でございます。</p> <p>最後でございます。7. 東日本大震災津波・原発事故への対応と自然災害への備え、でございます。東日本大震災・原発事故から6年が経過したわけですけれども、一部で営農再開等に向けた動きが見られますけれども、本格的な復興には未だ時間が掛かると思います。国が責任をもちまして現場ニーズにあった農業再生のための事業を加速すること。また、依然として農畜産物、特に野生きのこ、山菜等の風評による価格下落等の被害は根強いことから、安全性を積極的にPRするとともに、販路開拓やブランド化等のための必要な予算について措置すること。更には、近年において各地域に大型台風、異常気象による集中豪雨、特に今年になっても先般の秋田県、九州北部災害、昨年は遠野市においても台風10号による被害が甚大でした。予期せぬ災害がいつどこで起きても不思議でない状況であることから、農地をはじめとする農業施設等の強化対策を急ぐとともに、災害補償制度・各種融資制度の充実、発生後の復旧・復興に万全な対策を講じること、の内容でございます。</p> <p>以上ご説明を申し上げました7項目につきまして、遠野市といたしまして優先議案として提案をする内容でございます。なお、冒頭に会長の方からお話ありましたが、8月の月上旬に遠野市・釜石市・大槌町で要請決議文を持ち寄りまして調整したものを提出するというのを付け加えまして説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、平成29年度岩手県農業委員会大会の要請議案についての案を説明いたしました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
4 番 委 員	<p>4番、佐々木です。鳥獣被害対策の強化のところですが、罠にかかったところを銃で撃つ、それは認められているということを知りましたが、銃での狩猟が1年通してやれるのかやれないのか、もし今そういう状態であれば罠だけじゃなくて年間を通して狩猟が出来るのかどうか。実際に銃を持っている人に聞きましたら、今は罠にかかったものしか撃てないという話を聞いたものですから。予防するのであればその辺まで予防した方が効果的だと思います。</p>
事 務 局 長	<p>今、狩猟期間延長のことにつきましてご意見がございました。実情につきましては私も詳しくは分からないのですが、確かに狩猟期間が決まっております、今の時期は罠に引っかかった熊とかを銃で撃つという時期だと伺っております。ご意見につきましては、年間を通じてということでその辺も含めながら変更をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>この件に関しましては、今佐々木委員からご意見あったことに関しては、岩手県選出の国会議員との意見交換会でも議題になります。狩猟期間を延長していただきたい、年間を通じてと出すのですが、法律の改正があるようなので難しいというお話でした。今の時期は何か被害がなければ撃たれないようです。何とか一気に捕獲するという事で考えていかなければならないと思いますが。</p> <p>それでは、今佐々木委員から狩猟期間延長ということでご意見がございましたので、これを加えることでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>それでは、ただ今佐々木委員から出た期間延長について加えさせていただきたいと思っております。</p>
13 番 委 員	<p>13番、鬼原ですけれども。その件についてですけれども、銃と言えば非常に事故が多いです。なぜ今の期間を決めているかという、葉っぱとかで見えないものを撃ってしまう危険性があるのでなかなか難しい。したがって、こういう要請は良いですけれど</p>

	<p>も単純すぎるのではないですかと思います。あまりにも単純な要請で、一方的な要請で、向こうの規制している方も意味あって規制しているので、その辺も考えて要請しないと浅はかではないかと思いますが。</p>
議 長	<p>先ほどお話したのは、国の先生方もそのとおりです。葉っぱがあるから、見えないから、事故が起こる可能性が高いからということでしたので。それにつけてももっと駆除しないと大変なことになりますから、その安全性は駆除隊が考えることとして、加えてみたらいかがでしょうか。</p>
13 番委員	<p>それよりも、駆除の罾のかけ方も農地から 20mの範囲と決まっているのですよ。それを開放してもらおう、そういう形の方が、もう少し範囲を広くするという事です。</p>
議 長	<p>この件については、フリートキングをして良いものにまとめていきたいと思いますが。今、本当に背に腹は代えられずという形で駆除してもらいたいという農家はたくさんいます。事故が起きる可能性も高いというのも事実なわけです。従って罾の範囲を拡大。</p>
13 番委員	<p>範囲を拡大、まずは。見える範囲でしか罾を架けられないことになっています。農作業やっているようなところでしか架けられない規則です。山の中には架けられない。</p>
議 長	<p>山の中には架けられないわけですね。</p>
13 番委員	<p>表示のプレートを付けて、見える範囲で。</p>
15 番委員	<p>15 番、佐々木です。実際、私のほうでも、稲を上から食べます。それで自衛手段として端にテープと紐を張ったのですが、確かにそれ以降は見えないです。何せ夜行性なものですから、それが一番駆除しづらい点じゃないかと。朝早く水田の見回りに行きますと、今まではあまりいなかった鹿が3頭群れになってその辺をうろついているのですね。もう少し明るくなるとけもの道で山に帰っているようです。鉄砲があっても昼はあまり遭わないので、その辺も難しいのかなと。夜行性ですから。そう感じています。被害は年々増えています。</p>
議 長	<p>夜の捕獲であれば、それも危険が伴うのですね。それでも農家サイドからは何とか捕獲をしていただきたいという声が強くあります。現行法の中ではできないことであっても、佐々木委員からあったように、何とか狩猟期間を、年間を通じるか、期間を拡大するか、時間も、国会議員との話し合いの時も日の出前から活動はできないか等の話も各農業委員会会長からも出ていましたけれども、それもなかなか規制が厳しくてできかねているという現状のようですが。今のご意見も踏まえて事務局で、法律でできないことを書いてもという鬼原委員の意見もございましたので、きちんと調査・研究の上、文書化させていただくということによろしいですか。</p>
	<p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>事務局に検討をいただくということで。今回の要望については、認定農業者協議会の意見交換会等もございましたのでその時に出された要望等も踏まえて考えられているようですから、遠野独自としての強い要望案になっているなど、農政専門委員会の方からは報告を受け、今日提案をさせていただいたところでもあります。よろしいですか。</p>
	<p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 26 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>

議	長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【その他】</p> <p>それでは、その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんでしょうか。</p>
議	長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ございませんか。それでは事務局から。</p>
事務局	長	<p>それでは、皆さんのお手元に、「農業委員の選出方法が大きく変わりますので説明会を地区別に開催します」というチラシを配布してございます。事務事業経過報告の際にも簡単にご説明いたしましたけれども、私のほうから詳しく説明しお願いをさせていただきたいと思っております。ご存じのとおり、来年 3 月農業委員の改選時期でございます、改正農業委員会法が、次期改選時期から適用されまして、農業委員会といたしましては選出方法等につきまして市長の方に素案を提出してございまして、9 月議会で定数条例等提案する運びとなっております。つきましては、準備に対する説明会を 8 月中に行いたいと。法改正に伴う新たな農業委員会制度についての説明会を農業委員会が主催で開催いたしたいと思っております。これにつきましては、7 月 14 日に開催されました運営委員会で協議いたしまして、地区別説明会を開催すると決定をし、既にこのチラシで全戸配布されております。認定農業者が過半数以上ということでございますので、認定農業者協議会とも話をしまして、認定農業者会会長名で説明会に出席をお願いということで通知を発行する運びとなっております。対象につきましては全住民ということで、農業者以外も。農業者以外の方も 1 名以上は農業委員にしなければならないということでございますので、今回は運営委員会とも協議をいたしまして全戸配布としました。対象は全住民ということでございます。お願いでございますが、地区の説明会の際には農業委員さんも是非ご出席をと思っておりますし、併せまして住民の皆様にも周知を、とお願いいたします。周知方法等はこちらで強制はいたしませんので、できる範囲でお願いしたいと思います。</p>
議	長	<p>この件について補足をさせていただきたいと思っておりますが、全国農業新聞の購読を皆さんなされていると思っておりますが、この中で●●●●農業委員会では市民に対してもう既に説明をしたという記事がございました。要は、公正公明の面から農業委員に関する法律が改正になって、今までは選挙であったけれども地域からの推薦を優先させて首長が任命する、そして市議会で議決を得るということになりました。議事案件ですから、一人一人提案をしてその方についての同意を求めていくということになっております。したがって、農業委員には農業以外の方も入れる、国としては弁護士とか司法書士、行政書士等の専門家を望んでいるようです。したがって、数が減って少数精鋭となるか分かりませんが、内部の仕事となって専門家が集まるようになると思っております。今まで外部の、農地パトロールであるとかの業務も農業委員が全部やっておりましたが、農地利用最適化推進委員が現場の方を専門にやって行きます。最適化ですから、国では 10 年後までに 8 割を認定農業者や法人等、担い手に集積をするというのが目標。遠野市ではここ 5 年間で 65%を担い手に集積するという計画で管理されてくる、思うのではなく管理されてきます。それが農業委員と農地利用最適化推進委員の業務になってきてまして、事務局では「〇〇委員、未だ集積が出来ていません」というふうに来られる可能性がありますし、国では登記を準備していきまして、遠野市では上乗せ条例についてはまだ載せていませんけれども、この条例になりますと農地の貸し借りの実績に基づいて報酬が上乗せされてくるということですので、国から業務を管理されてくるという厳しいものになると思っております。したがって今回の説明会でありますけれども、農業委員の数だとか地域割などは説明できません。議会議決になりますから、これについてはできないですから、法律の改正点だけ、地域からの推薦をもって市長が選任</p>

しますと、そして最適化推進委員を新設するということを説明するとともに、農地の集約化を進めて行きましょうという目的で認定農業者の皆様にもお集まりをいただいて、市の計画を実現させていきたいという説明会であります。農業委員の皆様には地域の皆様に声をかけていただいて、少しでもお集まりいただけるようお願いを申し上げます。そうじゃないと農業委員会は説明不足だという声が上がりがねませんので、よろしくようお願い申し上げます。私も毎日説明会には出席をしたいと申しておるところです。

事務局次長

本日の資料についてご説明したいと思います。毎月お配りしております活動報告書と岩手県農業会議通信でございます。それと全国農業新聞普及に関する資料等ございますので、ご活用願います。

農地係長

農業者年金の現況届に関して、でございますが、現在未届者が10名程ございます。未提出の場合は11月の支払から現況届が提出されるまで支払が差し止めとなります。未提出の方の地区ごとの割合でございますけれども、●●●地区3名、●●地区1名、●●地区2名、●●地区1名、●●●地区1名、●●地区2名の方が未提出となっております。申し訳ありませんが、提出の声掛けをしていただきたいと思っております。

議長

【閉会】

以上をもって、第101回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時25分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

遠野市農業委員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_